◎新潟県告示第1363号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第２条第２項の規定により、直江津港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

平成29年12月26日

直江津港港湾管理者　新　潟　県
代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　新規指定

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
港湾環境整備施設	荒浜ふ頭緑地	上越市大字八千浦地内	面積　124,362㎡
外かく施設	荒浜ふ頭西Ｂ護岸	上越市大字八千浦地内	延長　110.12m
外かく施設	荒浜ふ頭護岸（西）	上越市大字八千浦地内	延長　77.0m
外かく施設	荒浜ふ頭護岸（東）	上越市大字八千浦地内	延長　82.0m

２　変更指定

平成５年８月27日新潟県告示第2194号指定分

「

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
係留施設	内貿ふ頭南３号岸壁	上越市港町１丁目	延長　72.0m エプロン幅　6.6m 水深　6.0m

」

を

「

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
係留施設	内貿ふ頭南３号岸壁	上越市港町１丁目	延長　74.91m エプロン幅　10.0m 水深　4.5m

」

に変更する。